

改正

平成27年3月24日告示第32号

平成30年3月22日告示第38号

令和2年3月25日告示第42号

佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術（以下「繁殖制限手術」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (2) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (4) 飼い主のいない猫 市内に生息する前号以外の猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、市税等の滞納がない者であって、自らが飼育する飼い猫に市内の動物病院で繁殖制限手術を受けさせたもの
- (2) 市内に居住する個人又は市内で活動する団体であって、飼い主のいない猫に市内の動物病院で繁殖制限手術を受けさせたもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 飼い猫 不妊手術にあつては1匹につき5,000円、去勢手術にあつては1匹につき3,000円
- (2) 飼い主のいない猫 不妊手術にあつては1匹につき8,000円、去勢手術にあつては1匹につき5,000円

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（兼請求書）（飼い猫用）（様式第1号）又は佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（兼請求書）（飼い主のいない猫用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、当該繁殖制限手術の完了した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 繁殖制限手術に係る手術費の領収書の原本
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付決定・確定通知書（様式第3号）又は佐久市猫繁殖制限手術費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 飼い主のいない猫に係る補助金の申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。

(2) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫を当該手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

(3) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫が、当該手術済みであることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に施術した繁殖制限手術について適用する。

(失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成27年3月24日告示第32号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた繁殖制限手術に係る申請について適用し、同日前に行われた繁殖制限手術に係る申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月22日告示第38号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日告示第42号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。